平成27年12月16日

於・1002会議室(10階)

第1025回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1.開	会 ······· 1
2. 議決事項	
(1)	諮問を要しない軽微な事項の一部改正について1
3.諮問事項	(総合通信基盤局関係)
(1)	電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
	(諮問第33号)3
(2)	周波数割当計画の一部を変更する告示案について
	(諮問第34号)3
4.諮問事項	(情報流通行政局関係)
(1)	9 9 M H z を 1 0 8 M H z 以下の周波数を使用する移動受信用
	地上基幹放送の業務の認定について
	(諮問第35号)8
5.報告事項	(情報流通行政局関係)
(1)	V-High帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送のサー
	ビス終了について12
6.付議され	ている異議申立てに関する審議 2 1
7.閉	会3 5

### 開会

○前田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開催いたします。

### 議決事項

- (1) 諮問を要しない軽微な事項の一部改正について
- ○前田会長 最初に、電波監理審議会決定第1号、諮問を要しない軽微な事項 の一部改正に関しまして、お手元に配付しております資料について、渡邊幹事 から説明をお願いいたします。
- ○渡邊幹事 よろしくお願いします。

それでは、諮問を要しない軽微な事項の改正案についてご説明させていただきます。お手元に3部構成の資料がありますけれども、2枚目の新旧対照表でまずご説明させていただきます。

現在の規定が、この右側の現行というところでございますけれども、従来から日本放送協会の公益財団法人放送番組センターへの出損については、前年度計画と同一の場合には、諮問を要しない軽微な事項としておりました。この点について、前回の電波監理審議会におきまして、受信料の使い方のチェックという本来の趣旨に立ち返って、出損の目的と事業に変更なく出損額が前年度以下の場合は、軽微事項としてよいのではないかということでご議論いただきまして、ご異議なく改正という運びとなりました。

そこで、事務局におきまして検討いたしました改正案が、表の左側の改正案 と書いてある部分でございます。改正案といたしまして、「日本放送協会から公 益財団法人放送番組センターに対する出損であって、出損の目的及び出損対象 事業が前年度計画と同一かつ出損額が前年度計画以下のもの」という規定に変 えてはどうかと考えております。

実際の改正案は1枚目、これは改める文とよく役所では言いますけれども、 こちらのほうになっております。3枚目以降は、今回の改正案をご了承いただ いた場合、全体がどうなるかという部分で、2枚目の下から6行目、10の(2) というところに、こういう形で入ることになります。

以上が説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。 ○前田会長 ありがとうございました。ということで、諮問を要しない軽微な 事項の一部改正ですが、これについてご質問、ご意見等ありますでしょうか。 お願いします。

- ○吉田代理 少し気になったのですけれども、前年度計画以下ということは、例えば10円でも前年度以上であれば諮問されるということになるわけですか。 ○渡邊幹事 現実的には、10円だけ増えることはあり得ないことだろうとは 思いますけれども、規定としてはそのようにして、少しでもお金が増えれば、 諮問されるということでよろしいのではないかと。
- ○吉田代理 おおよそ前年度計画程度以下という表現にすることもあり得るかなと思ったのですけれども、ただ、そうするとどこまでを同一程度とみなすか、 そこもまた難しくなりますね。
- ○渡邊幹事 それがまた難しくなりますね。
- ○吉田代理 承知しました。
- ○前田会長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに特にないようですので、本件につきまして、改正案のとおりにしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、この案のとおりといたします。それでは、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いします。

#### (総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局関係)

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について(諮問第33号)
- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第34号)
- ○前田会長 それでは、審議に入ります。

諮問第33号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について及び諮問第34号、周波数割当計画の一部を変更する告示案について、内藤衛星移動通信課長及び田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○内藤衛星移動通信課長 衛星移動通信課長でございます。私から諮問第33 号についてご説明申し上げます。資料の、ダブルクリップを外していただいて、 クリップでとまっている3枚ものの資料があるかと思いますが、そちらをお手 元にご用意いただければと思います。よろしいでしょうか。

1枚目、タイトルにもございますように、今回の諮問でございますが、船舶が、遠洋等を航海する際に利用するインマルサットB型という、人工衛星を使いました通信サービスを終了することに伴いまして、関係の省令の整理を行うものでございます。

恐縮でございます。資料2枚目のA4横のほうをお開きいただければと思います。インマルサットB型のサービスでございますが、インマルサットという 民間会社が行っております、11基の静止衛星によりまして、南極、それから 北極圏以外の全世界で音声ですとかファクスという多様なサービスを現在提供 しているところでございます。日本におきましては、KDDIでサービス提供、 事業運営を行っている状況でございます。

恐れ入ります。3枚目をお開きいただきますと、現在このインマルサット、システムとして提供しておりますサービスの一覧を載せてございます。左上にございますように、アナログのA型から始まりまして、アルファベット順にA、B、C、D、Eが飛びましてFという感じでずっと来ておりました。最近では、一番下のようなBGAN型ですとか、Fleet Broadband、FBB型といいますような、デジタルでかつ高速なサービスを提供しているところでございます。そういう意味で、左上のほうに黄色く塗ってございますが、B型のサービスというのは旧式になってございまして、需要がほぼ無くなりつつあるという状況でございます。書いてございますように、A型につきましてはもう平成19年にサービスが終了しておるところでございますが、今回このB型につきましても、平成26年に新規の加入申込みは終了してございまして、平成28年の年末、12月31日をもちまして、サービスを終了するという予定になっているところでございます。

そもそもこの民間のサービスが終了するのに、何で省令を変えなくてはいけないのかというところでございますが、恐縮ですが、2枚目にお戻りいただければと思いますけれども、少し字が小さくて恐縮ですが、真ん中に\*2でGlob al Maritime Distress and Safety Systemという専門用語が書いてございます。私どもは通称GMDSSと呼んでいる制度でございまして、これは何かと申しますと、航行中の船舶に何か救難ですとか、あるいは遭難といった問題が発生したときの救助の段取りのための通信のシステムと申しましょうか、ルールを定めた仕組みでございまして、もともとタイタニック号が遭難したときにSOSを出したのは有名でございますが、それの現代版、現代のシステムがGMD

SSというものだとご理解いただければと思います。

これが世界的な取決めになってございまして、外洋を航行する船につきましては、何かあったときのために遭難用の無線設備をちゃんと船に備えつけておきなさいということが国際ルールで定まっておりまして、それを電波法の体系の中に規定しているということでございます。今回のインマルサットBは、船舶に備えつけなければいけない無線設備のうちの1つということで省令に定められている、こういう成り立ちになっているところでございます。

このサービス、インマルサットBでございますが、今申し上げましたように、 義務的なものということでございますけれども、この義務的設備自体はほかに もVHFですとか中波・短波といった、ほかの通信機器の中からオプションで 選択できるような形に現在なっております。現在の無線局免許付与状況という のが、資料の真ん中やや下に書いてございます。100局強ございまして、こ この船舶地球局は現在85局まだ残っておりますが、そういう意味で、義務的 に備えつけなければいけない設備、GMDSS設備としてインマルサットBを 載せている船はもう無いという状況でございます。そういうことも踏まえまし て、一応、周知広報期間を1年ほどおいた上で、このインマルサットBについ てのサービスを廃止するための省令等の改正を行いたいということでございま す。

恐れ入ります。もう一度1枚目へお戻りいただければと思います。四角の2、真ん中あたり、改正概要ということで書いてございます。諮問の改正内容でございますけれども、恐縮ですが、読み上げさせていただきます。アに書いてございますが、電波法施行規則の第15条の3の関係、それから第28条、第28条の2、第28条の5、第32条の10、それから、電波法施行規則の中に別図というのがございまして、これの2号と8号の関係が電波法の施行規則で改正させていただきたい部分でございます。それから、(2)にございます無線

設備規則という省令がございまして、こちらの第40条の4、第49条の24、別表の1号、2号、3号、それから別図の第1号と第4号の9の関係、最後に無線機器型式検定規則という省令がございまして、こちらの別表1号と2号、それから8号、このあたりにインマルサットBの規定、技術基準ですとか機器の備えつけるべき条件等について定められておりまして、こういったものを全て削除するという改正を想定しているところでございます。

なお、本日諮問させていただくのに先立ちまして、私どもでパブリックコメントを実施させていただいております。特段の意見はなかったという状況でございます。

なお、施行の時期でございますが、四角の3にございますように、来年の1 月公布いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、インマルサットBのサービスが平成28年いっぱいということでございますので、その翌日、平成29 年1月1日より施行することを希望いたしております。

簡単ではございますが、以上で諮問第33号のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田原電波政策課長 あわせて、諮問第34号関係でございますが、ただいま 説明がありましたインマルサットB型のサービス終了の省令改正に伴いまして、 周波数割当計画の一部を改正するという告示案でございます。

説明資料の2枚目にございます、参考資料横紙にございますが、インマルサットB型とインマルサットのファクスサービスにつきましては、別表4というところに、こういった形で記載が現在ございます。今説明がありましたとおり、平成28年いっぱいでサービスが終了するということでございますので、それを明確化するということで、使用期限という形で、この赤字括弧書きのところでございますが、平成28年12月31日までに限るという記載を追加するものでございます。

こちらの告示案につきましては、答申いただきましたら、速やかに割当計画 に反映する形で変更していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○前田会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの件、諮問第33 号、34号につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。
- ○吉田代理 ちょっとよろしいでしょうか。
- ○前田会長 お願いいたします。
- ○吉田代理 改正案につきましては、全く異論ございません。

ただ、参考までに1つだけ教えていただきたいのですけれども、B型は平成5年、すなわち1993年から提供されてきたということで、随分昔になりますが、これの伝送能力というか、速度とかは、大体どの程度なのでしょうか。参考までにお伺いできればと思います。

○内藤衛星移動通信課長 かなり遅いスピードでございまして、デジタル化しておりますけれども、音声はデジタルで送っておりますが、データサービスで64kbpsでございます。

ちなみに、現在一般的なFB型というものがございますが、こちらですと49 2 k b p s ということですので、相当高速になっているということでございます。

- ○吉田代理 ありがとうございました。
- ○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。サービス終了に 伴う諸手続ですので、特に異論はないかと思いますが。

それでは、諮問第33号及び34号につきまして、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。 答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してく ださい。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項 (情報流通行政局関係)

- (1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上 基幹放送の業務の認定について(諮問第35号)
- ○前田会長 それでは、審議を再開いたします。最初に諮問第35号、99M Hzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業 務の認定について、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。
- ○藤野地上放送課長 藤野でございます。お手元の資料でございますけれども、 今ご紹介いただきました諮問第35号の説明資料をご用意させていただいてお ります。

これまでの経緯でございますけれども、このV-Lowマルチメディア放送につきましては、いわゆるハードの事業者、基幹放送局提供事業者のほうにつきまして、九州・沖縄広域圏と関東・甲信越広域圏の親局に予備免許を行いましたが、これらは現在落成が済みまして免許を行ってございます。それから近畿広域圏の親局ですけれども、こちらの予備免許についてご審議いただいたところでございました。

ソフト事業者のほうですが、九州・沖縄広域圏について業務認定は11月に 行ってございますけれども、それから関東・甲信越広域圏についても業務認定 を今月行ってございまして、今回は近畿広域圏のソフト事業者、基幹放送事業 者の業務認定についてご審議いただこうというものでございます。

会社の概要でございます。大阪マルチメディア放送株式会社ということで、 エフエム大阪の石井博之社長がこちらの社長を兼任されているということでご ざいます。主な出資者は、この全体のグループの持株会社であるBIC株式会 社、これが33.3%でございまして、そのほかにジャパンエフエムネットワー ク、エフエム大阪等が出資を行っているという状況でございます。

マルチメディア放送でございますので、これまでご紹介した九州・沖縄広域圏や関東・甲信越広域圏と同じような考え方で番組構成をしております。Chan nel-Vと申しまして、移動端末での受信を念頭に置いたようなサービス内容、それから、Channel-Loが固定端末を念頭に置いたような番組編成でございます。

内容はかなり東京マルチメディア放送株式会社や九州・沖縄マルチメディア 放送株式会社のものと似ておりますが、KANSAIチャンネルと言う番組が あり、こちらは、基本的にはエフエム大阪のラジオのサイマル放送を行うとい うものになってございます。そのほかのところは、東京マルチメディア放送株 式会社や九州・沖縄マルチメディア放送株式会社とも共通する部分が多くござ いますけれども、音楽の情報、ニュース、それからゲームのデータ等の放送を 行うこととなってございます。

このほかに、安心・安全情報ということで、自治体等からの大雨洪水情報、 竜巻情報等がある場合には、その地域について番組を中断してそれが放送され ることとなってございます。先ほど、受信機をお手元のほうにご覧いただくべ く置かせていただきましたけれども、大きいほうですね。白い……、すみませ ん、そちらでございます。緊急情報なんかがこちらに放送されたときに、簡易 画像も映って、それから自動起動されて視聴いただけるというものでございます。

○渡邊幹事 こちらのデモ機が、今、東京タワーからの試験電波を受信しています。

○藤野地上放送課長 そうですね。

受信機をご覧ください。まず、その白いものが、今申し上げた緊急時に自動起動するものですね。それから、もう1つの黒っぽいほうが、いわゆるスマートフォンで専用端末になっておりますので、アンテナがついて、これもそのまま視聴いただけることとなってございます。それから、もう1つ小さな白いものがありますが、それが無料でモニター配布するというもので、放送波をそこのアンテナで受けて、Wi-Fiで飛ばして、iPhoneのようなスマホでもアプリを入れていただければ視聴いただけることとなっているものでございます。

次に、大阪マルチメディア放送の収支計画でございます。関東・甲信越広域圏、それから九州・沖縄広域圏と同様に、1年目は3月、それから2年目、2016年度の5月までハード事業者に支払う放送局設備供給役務の料金が無料となっておりますので、その間、売上と費用のほうの放送委託費がゼロとなっておりまして、2016年度の6月から3月にかけて半額、その後は本来の料金になるという構成になってございます。

この認定につける審査の結果でございますが、今申し上げたような収支状況 による経理的基礎と技術的能力等について審査させていただきまして、いずれ も適ということでいかがかと思っているところでございます。

今回も、関東・甲信越広域圏や九州・沖縄広域圏と同様に、周波数の指定を 行う必要がございます。Channel-Lo、Channel-Vそれぞれについて、中央の周波 数を指定させていただこうかと思っているところでございます。 以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございました。それでは、本件について、何かご質問、 ご意見等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○吉田代理 ご説明どうもありがとうございました。以前からずっと指摘が出ているので、同じことを申し上げることになるかもしれませんけれども、できる限り魅力的なコンテンツをこれから提供していただいて、このサービスが伸びてくれることを祈りたいと思います。また、競合するサービスが幾つかありますので、将来的にこの特性を一番生かす形での情報提供サービスを行っていただき、今、多分そうなっているとは思いますけれども、さらにこのサービスが発展するように、サービス提供業者の方には頑張っていただければと思います。

なお、用意されているセグメントは9セグメントありますけれども、先ほどの審査基準ですか、これによってセグメント数は6を超えられないということはわかったのですが、あと少なくとも3つは余っているということもございますので、それを使った次のサービス業者ができるだけ早く出てきて、この貴重な電波が有効に使われることを願っております。

以上、コメントでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

今の試験放送的にやっているのは、この12月から始まったのですかね。

- ○藤野地上放送課長 そうですね。
- ○前田会長 これについては関係者しか知らないので、まだ調査と言う段階ではないかもしれませんが、何か使ってみた結果の評価のようなものは入ってきているのでしょうか。

○藤野地上放送課長 まだ使うところまでいっていないのですけれども、端末 もまだ配布されていませんが、混信等が起こらないかということで、マルチメ ディア放送のほうと、周波数が近傍にあるFM補完局が同時に出してやってお ります。

コールセンターへの問い合わせなんかもあると聞いておりますけれども、現 在のところは大きな影響はなく進んでおると聞いております。

○前田会長 そうですか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、九州・沖縄地区及び関東地区から3件目で、 基本的には内容的に問題がある案件ではないのではないかと思いますが、本件 につきまして、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行ってはい かがかと思いますが、よろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。 答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣に宛て提出してください。

# 報告事項 (情報流通行政局関係)

- (1) V-High帯を使用して行う移動受信用地上基幹放送のサービス終了 について
- ○前田会長 それでは、報告事項に進みます。

報告事項といたしまして、V-High帯を使用して行う移動受信用地上基 幹放送のサービス終了について、藤野地上放送課長から説明をお願いいたしま す。 ○藤野地上放送課長 お手元の資料、報告資料となっているものについて、ご 説明させていただきたいと思います。

まずV-High放送というのがどういう経過で、それからどういうサービスを行ってきたかというもののご紹介から入りたいと思います。表紙をめくっていただきまして、V-High放送の概要とございます。そして、さらにめくっていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思います。こちらは地上デジタルの移行に伴いまして、アナログテレビジョン放送で使用していた帯域を活用しようということで始められたものの1つでございます。帯域の図がございますけれども、アナログで使っていたもののうちのVHF帯の高いほうでやっていたのをV-Highと言っておりまして、こちらを使って、図で言うと帯域の真ん中のところにソフト事業者、mmbileとございますけれども、この13セグメントを最初は使用して放送が始まってございますが、さらにその左側についても、5つの事業者が本年の春から加わりまして、放送を行ってきていたものでございます。

これはmmbi、主たるソフト事業者でございますが、ブランド名がNOTTVと言っているものでございまして、平成24年4月に放送開始でございました。今回、平成27年11月27日に、このサービスを終了するとの発表があったものでございます。

経緯は3ページ、4ページとございます。こちらの、今申し上げた帯域の活用策ということで情報通信審議会から答申をいただき、あるいは総務省で開催いたしました懇談会での報告をいただいて制度化をし、そして4ページでございますけれども、こちらの手続、具体的には特定基地局の開設計画を認定し、それから無線局の免許を行い、そして放送事業者については認定を行うという手続が進められてサービスが行われてきたものでございました。それが今年の11月27日、4ページの一番下でございますけれども、来年の6月いっぱい

をもってこのサービスを終了すると関係事業者から発表されたものでございます。

これまで行われておりました特定基地局の開設計画につきましては、5年間の認定だったわけでございますけれども、今年の9月でその期間が終了しております。ですので、このサービスを終了するに当たりましては、基本的には届出の手続で可能となっているのが現状でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。関係事業者のご説明をしております。一番上がインフラの事業者です。ハード事業者という呼び方をしておりますが、ジャパン・モバイルキャスティングがこちらの会社でございます。これは、主たるソフト事業者であるmmbiの100%子会社という位置づけになってございます。

そのmmbiをその下のところでご説明しております。ソフト事業者のうちで、平成24年4月からNOTTVという名称でサービスを行っているものでございます。主たる出資者は6割出資しておりますNTTドコモでございます。このほかフジテレビ、スカパー、あるいは日本テレビ、TBS等の事業者の出資をいただいています。

それから、5ページの下半分は今年の4月に新しく参入した事業者を紹介してございます。アニマックス、それからAXNジャパン、スカパー・エンターテイメント、日本映画放送、フジテレビの各社でございまして、こちらは衛星放送の内容を基本的には放送するといったことでV-High放送を活用していただいています。

6ページ、ご覧いただきたいと思います。これはサービスイメージでございます。リアルタイム型の放送、データ放送、音声、それから簡易映像というものを視聴していただく。これは、テレビジョンの放送も今年の4月から行っておりました。それから、蓄積型放送ということで、雑誌の内容、あるいは映画

の内容、音楽といったもののファイルを受信していただきまして、それを再生 していただくという方法をとっていたものでございます。

この下側、これはソフト事業者がそれぞれ提供しているチャンネルをご紹介しております。NOTTVは、NOTTV1・2とございます。これだけで提供されるという場合には、月額で400円となってございます。これが今年の4月から始まった下の6つの新しい番組とパックで販売されており、月額635円という形で提供されています。全て有料放送でございます。

今回このサービスが終了するということで、その経緯についてご紹介させていただきたいと思います。8ページをご覧いただきたいと思います。平成24年4月にサービスを開始して、加入者数、グラフで下、左のほうに書いてございますけれども、一応伸びてきていたわけでございますが、おおむね100万件台の半ばぐらいのところから伸び悩んできているという状況であったことがわかるかと思います。mmbiでは、そもそもの想定していた加入者数は本年末で664万件という計画を持ってございました。採算ベースで行きましても、せめて300万件はないと困るというお話で、そこを目標にしてきていただいたわけでございますが、それが、加入者数が伸び悩むという状況になってきたわけでございます。そして、今年の4月からの新番組の提供というのも、ある意味てこ入れ策だったわけですが、加入者数の伸びにつながらなかったということでございます。

この要因は何だったのかということでございますけれども、mmbiのほうで分析したところでは2点ございます。1点目は、サービス開始時には想定していなかったものとして、高速のネット動画配信サービスというのが非常に伸びてきた。それで競合するようになったということでございます。8ページの右側、青っぽい表で描いてございますけれども、これはmmbiに出資しているNTTドコモ自身のサービスでございますdTVというサービスが平成23

年に始まっていて、それからHuluも同じ年に始まってございます。こちらはそれぞれ400万件台、あるいは100万件台の加入数に現在来ていると聞いてございます。それから、今年に入っての動きでございますけれども、TSUTAYA TVやNETFLIXなどの動きもあるところでございます。

それから、mmbiで言っている、サービスが不振となった要因の2つ目で ございますけれども、V-High放送をそのまま受信できるような対応端末 の割合が減ってきたということでございます。その要因として、スマートフォ ン、特に海外から売られているタイプのスマートフォンが急速に伸びてきたと いうことでございます。加入者数も、そういう中では、平成25年の途中から グラフが折れたような形になってございますけれども、平成25年からNTT ドコモでもiPhone5sというのを提供する形になってきたわけでござい ますが、8ページの右下をご覧いただきますと、平成24年度、25年度とV -Highの対応端末がそれなりに伸びてきておりました。上のほうがドコモ その中のV-Highの対応端末、平成24年度は■■%でしたが、平成25 年度は ── %。そこまでは伸びてきたわけです。 i Phone5sを出したこ ろから、これが下がってきております。平成26年度で %、それから平成 27年の10月末で■ %まで下がってきているということで、そういったⅤ -Highのアンテナを内蔵する端末が減ってきたというのも不振となった要 因の1つではないかと同社では言っております。

9ページをご覧いただきます。こちらは、今のグラフを拡大したものでございます。100万件を突破したのが平成25年6月1日でしたけれども、その後100万件台から伸びなかったということで、平成27年4月に新しいサービス、新しい番組を開始しましたが、加入者数としてはむしろ減少の傾向のままであり、10月末時点で、148万件まで減ってきているということでござ

いました。

その結果が財務の状況にも反映してございます。10ページをご覧いただきたいと思います。グラフで描いてございますけれども、主たる放送事業者であるmmbiにおきましても、累積赤字が本年度末には 億円を超えるという見込みになってございます。インフラの事業者であるジャパン・モバイルキャスティングにおきましても、 億円近い累積赤字になるであろうということを見込んでいると聞いております。10ページの右側にございますけれども、平成27年11月27日に、こういった状況を受けまして、mmbi、ジャパン・モバイルキャスティング等において、このサービスの終了について発表が行われたところでございます。

このサービスが終了するというので、どういうふうに対応していくかというのを次のところからご紹介してございます。12ページをご覧いただきたいと思います。平成27年11月27日にサービス終了の発表がございましたが、同日、総務省におきましては、いわゆるソフト事業者、放送事業者6社に対しまして、放送法の149条の規定に基づきまして対応をお願いしてございます。具体的には、このサービスが終了するということでの加入者への周知、それから、その説明を適切に行うようにということで、情報流通行政局長名で要請を行ってございます。

こちら、具体的な対応でございますが、1ページ飛んでいただいて、14ページをご覧いただきたいと思います。NOTTVのサービスは、スマートフォンなどで受けるようになってございますので、実際にサービスを視聴しようとする場合にはアプリを起動するわけです。アプリを起動というときに必ずこの画面が出るようにするということで、14ページの上のほうでございますけれども、サービス終了に関するお知らせというのが出てくると。これから視聴するという方には、必ずこのお知らせをご覧いただくようになる。「閉じる」とい

うものを押すまでこれは消えないとなっているということでございます。それ 以外に、いわゆるプッシュ機能ですね。端末の左上のほうにアイコンが出まし て、これをタップしていただくことで通知が出るようなことをやると。いちい ちアプリを起動しなくてもお知らせについてのプッシュが出てくるということ で対応すると言っております。

前のページに戻っていただいて、13ページをご覧いただきたいと思います。 13ページの下のほうですが、今申し上げたような機能のほかにも、ウェブサイトでの対応、それからコールセンターの対応、電子メールでのご案内、さらには、これは今後状況を見ながら行うということですけれども、ダイレクトメールのご案内も行って、加入者への周知を徹底させていこうと関係事業者では考えているところでございます。

そして、13ページ上半分をご覧いただきたいと思いますけれども、サービス終了まで最後のほうの方、平成27年11月の間にこのサービスに加入していただいている方々には移行措置をとっていこうと考えているところでございます。NTTドコモでは、動画配信をネット経由でも行ってございます。 dTV等の名称で行っているサービスでございます。 13ページ真ん中のほうに表がございます。主に月額500円内外の料金で提供されているものでございます。これは、これまで行われていたV-Highで放送された番組と同じとは限らず、かなり内容が違うものもありますが、こちらへ移行するのであればということで、11月の間にこのサービスの契約をなさっていた方々には、3カ月分は500円相当のポイントを出すということで、こちらに誘導していこうということを考えたところでございます。それから、これまで動画でご覧いただいていたわけですので、その分データの受信も可能なように、1ギガバイトのボーナスパケットも提供するということでございます。

こういったことで対応しようということでございますけれども、15ページ

をご覧いただきたいと思います。NOTTV、これはmmbiのカスタマーセンターですけれども、そのカスタマーセンターとNTTドコモ、両方のコールセンターで問い合わせ等に対応してございます。現在までのところ、サービス終了の発表があってから平成27年12月13日までの間に問い合わせがあった件数をここに掲げてございますが、電話でサール、ドコモではサークですね。それから、メールもサークに書いてございますけれども、事実関係の問い合わせ、それから、移行施策というのはいつからどういうふうにやるのかという問い合わせがきったと聞いてございます。

先ほど申し上げた移行施策自体は明日、12月17日に開始ですので、まだ始まっておりませんが、その始まる前の状況で、現在の解約状況を15ページの下のほうでご覧いただけるようにしてございます。サービス終了のアナウンスがあってから今月13日までの解約数は 件となっているということで、まだ 万件の方が残っているわけですけれども、今後、このサービスの移行策等を行いながら、加入者の方々にも丁寧に対応していこうと関係事業者からは伺っているところでございます。

報告は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの報告に対して、 何かご質問等ありますでしょうか。

大変残念な結果ではありますが、当初計画していたときに比べて事業環境が かなり変化したのだろうなというのは推定できるところで、そういう意味では、 競合サービスがたくさん出たということですかね。

新たに今年から参入した事業者さんは、既に衛星放送で投資している番組なので、あまり大きな経済的影響はないということですか。

○藤野地上放送課長 これら各社については、今回、今年の4月からサービス

を開始するに当たっての追加のコストは軽微なものだとは伺っております。

- ○前田会長 どうぞ、お願いします。
- ○吉田代理 私も非常に残念に思います。今の質問に関連いたしまして、確認 したいのですが、この4月に新番組が追加提供されたにもかかわらず、これは ほとんど効果がなかったということでしょうか。
- ○藤野地上放送課長 加入者数については、そうですね。
- ○吉田代理 ということは、コンテンツに対してユーザーはあまり興味がないと。何でなんでしょうね。わりといろんなおもしろいコンテンツが加わったように思ったので、少しは増えたのかなと思ったのですけれど、全く効果がなかったような感じですね。
- ○藤野地上放送課長 当時は、4月のサービス開始時には、かなり宣伝もやっていました。地上波でのCMとかも含めて、かなり広告もやっていました。それなりにアピールをしていこうということだったようですけれども、コンテンツ面の魅力がどうかというのは非常に大事な要素であるのですが、やはり受信環境ですね。専用端末が非常に少なくなっていた等のハンディを越えることができなかったと捉えることもできると思います。
- ○吉田代理 この4月にサービスを開始された当初は、端末は少なくなるのは ある程度予測できたのかもしれませんが、魅力あるコンテンツをそろえること によって何とか増やしたいと思っておられたのですが、そうはいかなかったと いうことですか。
- ○藤野地上放送課長 そうですね。当時伺っていたところでも、低めに見ても 200万件ぐらい行くのではないかと思われていたようですけれども、結果的 には100万件台から上に行くことはなく、むしろ最近は減ってきていたとい うことですね。
- ○吉田代理 確かに、ご指摘ありましたように、様々な別のメディアで動画が

簡単に入手できる環境が整ってきましたので、そういう時代が十分読めていな かったということなのでしょうか。非常に残念に思います。

- ○藤野地上放送課長 有料放送というビジネスモデル的にも、新しく出てきた 別の配信サービスともかなりかち合うところがあったのかなと思います。
- ○吉田代理 どうもありがとうございました。
- ○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。特にありませんか。

では、ないようですので、本報告事項については終了とさせていただきたい と思います。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。

(情報流通行政局職員退室)

### 付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 次に、付議されている異議申立てに関する審議といたしまして、Wireless City Planning株式会社からの異議申立て案件につきまして、吉田会長代理及び村田委員に起草委員をお願いしておりますが、本日は、これに関する決定案の案について村田委員からまとめて説明いただけると伺っていますので、村田委員から説明をお願いいたします。

○村田委員 はい。それでは、お手元に本日時点の決定案の案を提出しておりますので、それをご覧いただきながら、まずは私のほうで、この決定案の案の全容、構成、それからその際に考えたことなどのご説明をさせていただきます。

まず、第1の主文のところですが、これは前回の審議会で、決定案の案はありませんでしたけれども、口頭で説明したとおり、本件異議申立てをいずれも 乗却するという主文を考えております。 第2の、事実及び争点のところでございますが、ここはまず、縦数字の1として異議申立ての趣旨、2として事案の概要、3として法制及び審査基準。ここで、法制及び審査基準は3としていますけれども、ここの書きぶりとして、3の部分に法制及び審査基準をそのままここの場所に書くのではなく、別紙のとおりとして末尾に回すことを考えております。それは、思考の流れとしてはこの場所に置くのが正しいのですが、ここに置くか末尾に置くかということで、何度かつくりかえを繰り返したのですけれども、最終的には、この辺りは趣味の問題もあろうかと思いますが、ここはコンパクトにして、この部分は別紙にして、別紙を参照しながら4以下を読んでいただくという形にしたいと考えております。

これそのものがいいかどうかというのはまた後ほどご議論いただきたいと思いますし、形式的に末尾に持っていくと、本来3のところにあった定義が3のところで書かれないと、そこを何か工夫しないと、4以下を読むときにこの部分での定義がないと読めなくなってしまうところがあるという問題があります。その問題はありますが、ここに置くか、別紙で後ろに置くかということで、現時点の、本日の案では後ろに置いたということでございます。

その次が縦4で、客観的に明白な事実、関係当事者間に争いがない事実をここでまとめて書き上げるということです。まずは当事者間に争いがない事実を書いて、その次には縦の5として、ここで争点を明示する。当事者の主張の全容を書く前に、ここで争点を列挙するという考え方で今の構成にしております。ここにつきましては、争点を列挙する形式にしようというのは、争点を明確にしていこうという考えでございます。ただし、争点を明確にすると、本件では技術の細かいところも評価すべきだったかどうかで争われていますので、ここの争点で技術の細かいことも全部列挙して明示すべきということになります。そうすると、今度は後に、当事者の主張のまとめですとか、本件の決定案の理

由、つまり争点に対する判断のところで、ここの争点の列挙と判断のところが 明確に対応していなければいけない、漏れがあってはいけないという形になり ます。それは、もしこういう形をとるとしたらそうなんですけれども、そもそ もこういう形でいいかどうかというのは、先生方とご議論させていただきたい と思っています。

とりわけこの争点の中に、WCP社の異議申立書、最初の異議申立てを見ますと、技術以外のところで、本件の認定の結果、WCP社とUQ社に割り当てられる帯域幅の差が20MHzと大きく差がつくことになって、最終的にそれが競争阻害になるのではないかという指摘がされています。これを1つ独立した異議と読むべきなのか、もしそう読むとしたら、それについて回答をしなければいけないというところでは、ここは皆様方のご意見をいただきたいと考えております。

その次が6として、争点に関する当事者の主張を、それぞれ異議申立人であるWCP社、総務大臣、それから参加人であるUQ社の主張を争点に対応するようにまとめます。7の証拠関係で、証拠について書いています。

構成として、次に第3、理由。つまり本件の争点に関して、当事者の言い分に対してこの決定案でどのように判断をしたかということになります。構成としては、そこの1で開設指針の策定について、事実経過を述べます。1の(1)、(2)は事実として開設指針の告示があって、マニュアルの公表をしていますよというところを述べるのですが、(3)のところで本件の審査基準の解釈・適用という項目を設けて、ここで明確に、本件の審査基準については2つの考え方で臨むべき、つまり2つに分かれるのだということを書いております。その2つというのは、審査基準のあり方として、定量的な評価をする基準、つまり数字の大小を比べるべき審査基準、それから計画の具体性と充実度で評価する審査基準があるということの、2つの審査基準に対する考え方を理由の1の

#### (3) で明確にするという形にしています。

それから、その次が縦2、縦3のところで、本件認定及び本件拒否処分、本件認定及び本件拒否処分の審査対象に触れて、縦の4番から本件で争点になっているところについての理由の判断を示すということです。まず、判断のあり方について、総論的に示します。次に、4の(2)から各論的にそれぞれの審査基準についての判断を述べていくという形です。(3)は個別の審査基準のうち、競願時第2審査基準Eについて、ここは現在の文案の判断としては、指定済周波数の利用実績の大小は平成24年度末の値で決める、本件拒否処分説明書の23年度末、25年度末の予測の記載は余事記載であるというのが今回書いた理由の骨子でございます。その次に(4)として、競願時第2審査基準B及びGについてどのように判断をしたかを述べるという形式になっております。

ここのたてつけというか、考え方ですけれども、まずWCP社開設計画の記載を、判断できる限りでどのように見ているかということで、こういったことが書いてあるというのを示して、それを見れば一定の具体性を備えた計画であると言うことができるだろうと。同じくUQ社開設計画については、資料から判断できることからすると、十分な具体性を備えた計画であると判断することができるであろうと。

その次に、その上でWCP社開設計画、UQ社開設計画を比較して、どちらが優位であるかを検討していくということなのですが、この検討の中で、ここが理由中の判断ですので、先ほど申し上げた争点のところで、細かい、例えば技術のこととかも争点に列挙するという形を今の文案ではとっておりますので、この開設計画の比較のところでは、列挙した技術のそれぞれに対して回答するという形をとっています。

その比較の中で、本件の争点となっている屋内エリア化の対応の観点、高速 化技術の導入の観点及びその他技術の導入の観点を評価していくということで、 ここでは、先ほど申し上げました、2つの基準の考え方に基づいて、競願時第 2審査基準B及びGについてそれぞれの観点から評価をして、最終的にはWC P社とUQ社の開設計画を比較すると、UQ社のほうに優位性がある、より充 実しているという判断になると。大臣のした評価に何か誤りがあるという結論 は導き出せないという評価をしております。

最終的に、本件認定及び本件拒否処分の判断のとおり、UQ社に20MHzを指定して開設計画を認定する結論になるという構成になっていて、先ほど申し上げた法制及び審査基準については末尾に持ってきましたので、この結論の後、末尾に電波法の条項及び開設指針の概要について、それから、審査基準について書き上げるという構成になっております。

このような構成と考え方ですけれども、起草委員のほうでそのような考え方で本日ご提出しました決定案の案、本日現在のものをそういうふうに考えて書いているというのを委員の先生方にご説明した上で、本日、私のほうで先生方に協議をしていただきたい、意見を頂戴したいと思っている事項が具体的には3つあります。もちろん、それ以外でも先生方のほうから全体での疑問点とか書きぶり、書く位置、それから結論、その他についての全体としてのご意見も頂戴したいと考えています。

私のほうで具体的に、この3つは先生方のご意見を頂戴したいと思っている、まず第1点目ですけれども、先ほどの法制及び審査基準を、ここはかなり考えて、思考の過程としては先に置いておくべきですけれども、後ろに持っていったというところで、後ろに持っていくことの問題点もありますので、そこのところをどういうふうにすべきなのか。やはり前に持ってきたほうがいいのか、そこは、ある程度趣味の問題として後ろでいいと。ただ、後ろに持っていくと、法制及び審査基準について書く中で、定義ですとか、以下これをこういう略称で呼ぶというところが後ろに来てしまいますので、現在のように、本来前に置

くべきものを後ろに置くと、そこについての配慮は必要になるということは認識していますが、ほかにもし何かあればご指摘を頂戴したいということでございます。

それから2番目ですが、先ほど説明したように、今回の書きぶりは、争点を明確に挙げていって書くべきだという考え方に基づいています。そうすると、本件では異議申立人は、かなり細かい技術の点についても、評価されていないのは誤りである、あるいは相手方のものを高く評価しているのは誤りであるという、争点にかなり細かい技術のことをたくさん挙げておられますので、そうすると、今の考え方だと、争点にそういった細かい技術について評価したこと、しなかったことについて理由中で判断しなければいけません。これについては、今このやり方をすると漏れがあってはいけませんので、細かい漏れはないようにというのは継続して検討しておりますけれども、そもそもこういうやり方でいいのかどうかというのも先生方のご意見を頂戴したいと思っております。

それから、争点の中で若干気になっているものがありまして、それについても先生方のご意見をいただきたいと思っています。異議申立人の異議申立書を読みますと、先ほど申し上げていた技術的なものの評価のほかに、技術以外の問題として、異議申立書には、UQ社に20MHz分の周波数が指定されて認定された結果、WCP社が30MHzのままUQ社が50MHzになってしまい、既存事業者間の競争に影響が出るのではないかと。そもそもこういう結論を導くことがいいのだろうかということが争点に挙げられているように読めます。ただし、その後、双方の準備書面ですとか、その後の議論になりますと、必ずしもこの点について、十分にお互いに議論されているわけではありません。したがって、1つの考え方としたら、それは最終的に争点になっていないのではないかという考え方もあろうかと思いますが、今は私自身の考え方としては、やはり争点を明記する書き方だと、争点の漏れがあるということ自体が後に次

の紛争になりかねませんので、ここは争点として挙げていくべきかと考えています。ただし、それに対する回答は、今のところ理由の中に明示していないので、ここは現在の文案に、結果による競争阻害の可能性というのは、今回の指針に沿って審査した結果、幾つかの想定していた結果の中の1つになっただけのものだから、その結果の妥当性が競争阻害云々というのはそもそも言うことはできないという回答を追加して理由に書こうかと思っています。

概要は今のようなところでして、先ほど申し上げましたように、全体のところで先生方のご意見等、修正案その他、また私のほうで特に具体的に挙げた3点についてここでご議論していただいて、修正したほうがいい、あるいはこの点についてはこうしたほうがいいというようなご意見を頂戴して、さらに現在の文案を修正すべきところは修正していこうと考えておりますので、先生方のご意見を頂戴できればと思います。

以上です。

○前田会長 ありがとうございました。大変な作業で決定案の案をおつくりい ただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、ただいまのこの案につきまして、何かご質問、ご意見等あります でしょうか。

村田委員のほうから、大きくは3つの、少なくともこれだけはという議論のポイントが示されましたが、全体を通して何か構成等についていかがでしょうか。構成についても、一部村田委員のほうからも、特に法制及び審査基準は後ろにしたほうがいいかといったような議論のポイントもありましたけれども、それを含めて、全体としていかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○松崎委員 構成としては確かに、法制及び審査基準が先に来ているほうが落 ちつきはいいような気がするのですが、10ページ以上の非常に大きなボリュ ームが先に来てしまうと、争点があやふやに、おぼろになってしまうような気 もするので、村田委員のお考えになったように、末尾に持っていって、別紙と してそれを見ながら、争点をチェックできる形にしてもよいかと思います。

あとは細かい、文章的なところで、決定案の案の25ページで、最初のパラグラフのところですけれども、「当該認定の日から5年間の計画の具体性と充実度を見るためのものであって」という部分ですが、この言い終わりが、「定量的に評価するものではない。」というふうに断定されていますけれども、このマニュアルは電波監理審議会で審議して策定されたものではないので、ここのところの表現が、定量的に評価する趣旨のものではないことは明白だとか、明らかであるとかというふうに、第三者の視点での表記にされたほうがいいのではないでしょうか。「ない」と言い切らないで、「明らかである」というような表現に変えていただいたほうがいいのではないかと。

○村田委員 確かに今のところは、開設指針は電波監理審議会で審議をしたものなので、開設指針については私たちが主体の書き方もできますが、マニュアルについては確かに第三者で、定量的に評価するものではないと言い切るのはおかしいと言えばおかしいので、第三者として見て、そういうふうに評価するものでないことは明らかだと、第三者的にそれを評価するという書き方にするべきだというところはそのとおりだと思いますので、ここは修文をしたいと思います。ありがとうございます。

○前田会長 ここの法制及び審査基準の確認ですけれども、現状では結論以下 のところから始まって、19ページ分ついていますが、さらに基準類が全部入 るということなので、20ページを超えるようなものですね。

- ○村田委員 そうですね。
- ○前田会長 20ページから30ページぐらいになってしまうのかもしれませんが、確かに、全体の文章の半分ぐらいをそれで占めるというのも、前半にあ

ると頭が大き過ぎるという印象を受けるので、今日ご提案のとおり、原則としてそういう方向で私もよいのではないかと思います。

ただ、先ほどご指摘いただいたように、言葉の定義等の問題があるので、これについてはどうするかということだと思いますが、ここでは、それぞれの単語が出てきたときに、証拠何々、あるいは法制及び審査基準の何々ということで定義が、一応初めのところで出てくると考えていいのですか。

○村田委員 そうですね。ここを後ろに回してしまうと、後ろのほうで初めて審査基準の定義が出てくることになっておかしいですので、3の法制及び審査基準のところで、電波法の条項及び開設指針の概要は別紙1のとおりであるというところに、例えば括弧書きなどで方針の概要のほかにも、審査基準の略語規定の定義の仕方も、別紙に書いたとおりですよというので、「開設指針の概要(略語規定も含む)」というような表現で、後ろでの定義をここに持ち込むようなことで、定義が後ろに来てしまっているというところをクリアできないかと考えています。

それから、法制が前にある場合は、定義の書き方は以下何々というで良いのですが、法制及び審査基準を後ろに回した場合、以下何々と言うではおかしいですので、この以下何々と言うというのを、例えば、本件決定案内では何々と言うというような書き方にして、後ろにあるのだけれども前から読めるような形にすることで、後ろに法制及び審査基準を持っていったことによる不明確さや問題をクリアした上で、現状のとおり後ろに持っていこうかなと考えています。

○前田会長 文章の中に初めて出てきたときに、一応そこで定義してある、定義のような書きぶりになっているところも見受けられますね。それも全然なく、後ろのほうで、何々計画の何々ということで参照している書き方のところもあるので、そこは全体で何か統一するというか、少し整理していただいたほうが

いいのかもしれませんね。

- ○村田委員 わかりました。いきなり定義が明確にされていない中で用語が出てきて、読みづらいということがないように、そのまま読んでも最初に用語が出てくるところで定義が出てきて、その後、誤解が生じないという形にするということで。
- ○前田会長 特に略語関係ですと、最初に出てきたときに、何の略語かぐらい はあったほうがいいのかもしれませんね。まあ、全部である必要はないかもし れません。
- ○村田委員 わかりました。そうすると、定義だとか略語については形式的なところですので、読む人の誤解がないように、最初に定義が書かれていて、最初に略語の意味が明確にされていて、その後、誤解がなく読めるような形式に工夫が必要ということで、これも了解しましたので、修文いたします。
- ○前田会長 次に、争点を列記するということについてご意見を伺いたいと村 田委員のほうからありましたが、これについてはいかがでしょうか。
- ○松﨑委員 漏れがないようにというところが、とても大事だと思われます。 少々気になっているのが、結果の競争阻害の可能性という部分ですが、争点 の1つとして提示されているのであれば、それに対しての何らかの検討は必要 かという気はします。
- ○前田会長 争点を列記することについては、特に異論はないですかね。
- ○吉田代理 起草委員の1人として発言させていただきますと、争点は、さっき村田委員からもありましたように、どこまで細かい技術的な項目を列挙するか、非常に悩ましく感じております。かなり主要な争点を、ここで今のところはリストアップしているのですけれども、さらにもうちょっと細かいところまで入れるかどうか、その辺りは先生方のご意見を私も伺いたいと思ったところです。

○前田会長 それぞれ異議であるかのごとくの書き方には、当初はなっているけれども、それに対する論拠というか、そういったものが示されずに、異議らしき表現が1カ所しか出てこないといったようなものについては、この中に列挙している双方の主張が、必ずしも何もなされていないのにこちらが補足するというのも少し変なので、論争が行われていないのであれば、それは争点とは呼ばないということでもよいのではないかと思いますが。

#### ○村田委員 はい。

○前田会長 先ほどの競争阻害云々というところは、出した結果がということですけれども、争点らしき物言いとすれば、その結果は恣意的に出されたものではなくて、開設指針に基づいて審査をした結果であって、当初その開設指針について何も異議がないとすれば、その結果について新たに異議というのは、少なくともここの争点にはなり得ないのではないかという気はいたしますが。○村田委員 はい。そこのところで今回異議申立人が言われていることは大きく2つあって、1つは技術的なところで、それは細かいところまで言って、自分たちが導入すると言っている技術は、ざっくり言うと過小評価されている、あるいは評価の対象にしてもらっていない。UQ社が導入すると言っている技術については過大評価をされている。これは、どこまで細かく挙げるかはともかく、技術的なところの評価ですので、この認定において重要な部分については、明確に争点として挙げて回答していこうと。

WCP社のおっしゃっているもう1つの異議申立ての内容は、技術以外のところで、1つには、結果、それぞれの割り当てられた周波数幅の差が大きくなって事業者間の競争が阻害されると、これは先ほども申し上げましたけれども、異議申立書の段階では明確に異議の対象になっているように読めるのですが、その後の当事者の文書の中ではほぼ出てこなくて、そうすると、最初のあれは争点の1つとして拾うだけの異議申立ての対象であったのかということは若干

疑問があります。それも技術以外のところの争点に書くかなと。

ただ、もしそれを争点に挙げたとしても、結論的には先ほど申し上げたように、きちんとした開設指針が示されていて、開設指針に沿って審査すると、幾つかのパターンの結論が想定できると。いろんなパターンが当然想定できる中の1つとして既存事業者1社が20MHzをもらったと。そうすると、指針に従って、指針が想定していた結論の1つが出たことの妥当性について何か言うのは、それはできないだろうと。そういう一文で回答することになろうかと思いますが、ここは入れておこうと、今は考えています。

もう1つが、技術以外のところで、開設計画に明確には書いていなくても、 当業者の知識・知見を含めて読めば分かることは判断の対象にすべきだという ことも、技術以外の争点として、ここは明確に挙げられていますので、ここは 明確に回答しているという構成になっております。

私が書いていく中で、先生方のご意見を伺いたいと言った3つについては、 一応、現在の文案を修文していこうという方向性で、今いろいろご意見を頂戴 したかなと思いますが、そのほか全体の考え方とか流れとか、そのあたりで何 か、あるいはこの書き方だとこんな疑問や誤解が生じませんかというところが ありましたら、お願いします。

○前田会長 構成上は特に問題はないというか、論理的に明快であると思ってはいるのですが、村田委員がおっしゃったように、争点として列記していないのがどのぐらいあるかですけれども、今のですと、技術について10個ぐらいは細かい個別の技術があると思いますが、それを1つずつ争点として挙げるというイメージですか。

○村田委員 そうですね。争点を明確に書くと、争点の列挙漏れであるとか、 争点に列挙したけど回答漏れがあるということが要らぬ紛争にならぬように、 今の私が思っている考え方だと、争点はなるだけ、WCP社は争点に挙げてい るだろうと思うところは挙げていって、挙げた以上は理由のところに、それに対応する回答があるというところを完成させないといけないだろうと。それで、今のところは、どれとどれを争点に挙げて、それに対して個々にきちんと回答ができているかを、今チェックを継続している途中でありますので、もしこの方向でいいだろうということであれば、そこの部分をより完成させようと思っています。

- ○前田会長 論点になっているところが、それぞれの技術がより優れているかどうかという判断ではなくて、そうしたことが、ここの充実した内容に該当するかどうかという観点ですよね。
- ○村田委員 はい。
- ○前田会長 そうすると、異議申立ての中身はどちらかというと、こちらの技術のほうがより優れているという主張になっているので、直接的に異議申立てに対して答えるというよりは、本来の開設指針に照らし合わせた結果として、計画の充実度という基準に、より値するかどうかを理由として挙げると。そういうことですかね。
- ○村田委員 はい。
- ○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

あと、40ページに、黒丸になっていて数字が入っていないところがありますが、これは何でしょうか。

- ○村田委員 これはもともとの、当事者の出された証拠で黒塗りになっている ので、今回の決定案の案にもそのまま書いているのですけれども、申請者双方、 経営上の秘密だとかそういう事情でマスキングされている部分があります。
- ○前田会長 そこを基にしている文章なので、黒丸になっていると。
- ○村田委員 そういうことです。
- ○松﨑委員 ちょうど今おっしゃったところに、DRというものの説明があり

ますけれども、これは38ページに最初にDR対策と出ているので、定義を38ページで先に書いて、40ページでは単にDRというふうに書いてはどうでしょうか。

○村田委員 そうですね、ここは最初に出てきたところで正確なものを書いて、「以下DRという」は最初のところに書かなければいけないということですね。○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

○吉田代理 英語の略語の話が出ましたが、技術的な記述のところに、かなりたくさんアルファベットの略語があらわれていまして、例えば42ページですと、ハンドオーバー時の品質向上技術としてANRとかMRO、ほかにもアクセス制御技術ですとMLBとかRACHですか、非常にたくさん略語が続いています。このあたりも全てフルスペルを入れたほうがいいのか、あるいは必要ないのか、起草委員として非常に悩ましく感じております。

あと、同じページにCSというのがありまして、これはCentral Scheduler という言葉の略ですけれども、単にCSというと、ほかにも色々な言葉の略語として世の中で使われていますので、ここでは、これはこういう意味で使われていますよというのを明示するためにフルスペルを書いておいたほうがいいと感じております。

○前田会長 確かに証拠書類や準備書面から略語を引用する形になっているけれども、それぞれが何という言葉の略なのかというのは分からないし、もうちょっと、吉田会長代理がおっしゃるように明確に書いたほうがよろしいですかね。

○村田委員 そうですね。それが略語として成熟しているかどうかという選別はできないと思うので、本件の文章で最初に出てくるときにフルスペルを書いておいて、少なくとも本件の文章では、これを以下CSと言うということにしておかないと、必ずしも成熟していない略語は、一読してわからず、誤解を生

んでしまいますので、それは修文いたします。

○吉田代理 ほかにも世の中で一般に使われている略語とはちょっと違った意味で使われているものが幾つか見受けられます。この文書の中ではこういう定義で使っていますという説明があったほうがいいかなと思いましたので、修文いたします。

○前田会長 ほかにありませんか。

これからの進め方ですけれども、今日、たくさんの意見が出ましたので、基本的には次回の電波監理審議会に本日の議論を踏まえた決定案の案を改めてご提示いただいて、それで審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。そういう進め方でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 それでは、そのように進めさせていただいて、また大変ですけれ ども、吉田会長代理と村田委員におかれましては、引き続き決定案の案の精査 をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。次回の開催は平成2 8年1月13日水曜日15時からを予定していますので、よろしくお願いいた します。

どうもありがとうございました。